

緑誠蘭学校高等学校 防災規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法に基づき自然災害、東海地震注意情報、及び警戒宣言発表時における防災について必要な事項を定め、特に大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、緑誠蘭高等学校の生徒及び当学校に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第2章 平常時における対策

(危機管理委員会の設置)

第3条 緑誠蘭高等学校における防災対策の総合的な推進を図るため、校長を責任者とする「危機管理委員会」を設ける。

2 危機管理委員会の委員は、校長のほか、副校長、教頭、各校代表者等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次による。

(1) 「危機管理規程」の改廃に関すること。「学校防災計画」の策定すること。

(2) 建物、設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化、避難経路の点検等、安全点検に関すること。

(3) 防災教育・防災訓練の計画実施、および防災の広報に関すること。

(4) 教職員に対する研修の実施

(5) その他、防災上必要な事項。

4 危機管理委員会は、年に2回(4月・12月)開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度校長が招集する。

5 危機管理委員会のもとに校長の指名する者を担校代表者とする防災係を組織する。

6 防災係の組織は避難時係表のとおりとする。

(施設の安全対策)

第4条 建築物の安全性について、専門家による耐震検査を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

2 ロッカー、書庫等地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。

3 その他防災委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置は、火災予防の措置・点検整備分担表により各係が行い、安全点検することとする。

(地震防災隊の編成)

第5条 東海地震注意情報時から地震発生時に備え、危機管理委員会の委員をもって地震防災隊にあてる。

(地震防災隊の隊長)

第6条 隊長は校長をもってあて、副隊長は副校長をもってあてる。

2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。

3 副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の本部係)

第7条 地震防災隊の本部係は校代表者をもってあてる。

2 本部係は避難時係表の分担係を指揮命令する。

第3章 東海地震・南海トラフ地震注意情報時の措置

(注意情報の伝達)

- 第8条 教職員は、テレビ・ラジオ、又は防災無線等によって、地震注意情報を知った者は、速やかに校長又は他の教職員に報告しなければならない。
- 2 校長は、教職員に正確な情報の入手に努めさせ、地震注意情報に接した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、地震防災対策チェック表により各系の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
 - 3 本部係は、校長の指示を受け校内放送により、地震注意情報を教職員に周知させると共に、生徒を速やかに下校させる。
 - 4 本部係が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、校内放送文に定める要領で行うものとする。

(休日、夜間に在籍する生徒の対応)

- 第9条 休日、夜間に活動等で在籍する生徒の扱いについて、時間的余裕がない場合は、在籍する教職員が地震注意情報時に準じた対応をとるものとする。

(教職員の緊急動員)

- 第10条 教職員は、休日又は夜間において東海地震注意情報を知ったとき、原則として自宅待機(その場で身の安全を図る)とするが、在籍生徒が予想される場合等は、直ちに登校するものとする。

(地震防災隊の応急活動)

- 第11条 地震注意情報が発表されたときは、地震防災隊各系は任務分担に応じ、地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(生徒の安全対策)

- 第12条 生徒が在籍中に地震注意情報が発表されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切るものとする。また、当日予定されている授業又は学校行事等は、中止又は延期をする。
- 2 生徒が登下校中に地震注意情報が発表されたときは、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - 3 生徒が在宅中に地震注意情報が発表されたときは、「警戒解除宣言」が出されるまでの間休校とし、翌日から平常授業とする。

(教職員の避難)

- 第13条 校長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、教職員を帰宅させる。

(発災後の救護活動の準備)

- 第14条 発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第4章 地震発生時の措置

(情報の収集及び伝達)

- 第15条 災害時の情報伝達は、職員緊急連絡網を通じて、学校内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても、伝達するものとする。

第5章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

- 第16条 校長は、地震発生後のチェック表に基づき各系の任務分担に応じた点検を行わせ、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

第6章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第17条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救護など係別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する

(地震防災に対する教育及び広報)

第18条 教職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 東海地震注意情報及び警戒宣言の性格及びこれに基づき、とられる措置内容。

(2) 予知される地震及び津波に関する知識。

(3) 東海地震注意情報が出された場合、及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 教職員が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。

(6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題。

2 教職員が、市の行う防災教育の研修を受けるよう便宜を図る。

3 生徒に対する防災訓練は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。